

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

破綻ゴルフ場会員権

Q: 破綻したゴルフ場の会員権を買い取る「ゴルフ会員権ビジネス」を利用した還付申告が、否認されたと聞きましたが、本当でしょうか。

A: 東京国税局では、破綻したゴルフ会員権を一律5万円で買い取る新たな「ゴルフ会員権ビジネス」を利用して実現したゴルフ会員権の譲渡損を、他の所得と損益通算し、所得税の還付申告をした納税者に対し、「この譲渡は譲渡とは認められず、損益通算もできない」として、過少申告加算税等を課税する処分をしていたことが明らかになりました。

この事案は、実際に5万円で会員権を売却し、その譲渡損に基づく損益通算により、所得税の還付申告書が提出されたもので、この対象となったゴルフ会員権は、一般のゴルフ会員権仲介業が取り扱わない、破綻したゴルフ場の会員権であり、個人が保有している場合は売れないため、譲渡損も立たず、そのままでは税務上の救済措置は全くないとされていたものです。

これに対し、東京国税局では、プレー権のない会員権は単なる金銭債権であり、また、通常人が買わない会員権は正常な譲渡ではないとして、還付申告を否認し、逆に追徴課税処分を行ったようです。

